



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 令和2年度関東地方整備局関係第3次補正予算の概要について

関東地方整備局

令和2年度国土交通省関係第3次補正予算のうち、関東地方整備局関係の配分概要は本文資料(PDF)別紙のとおりです。

※資料の詳細は、関東地方整備局ホームページでご覧になれます。

【関東地方整備局の第3次補正予算】

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/index00000026.html>

※国土交通省(本省)の予算概要については、国土交通省ホームページをご覧ください。

【国土交通省の令和2年度第3次補正予算】

[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05\\_hy\\_001853.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_001853.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku\\_00000886.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000886.html)

### 2. 「災害時の基礎的事業継続力」新たに26社を認定 ～災害対応業務の円滑な実施に向けて～

関東地方整備局  
統括防災グループ  
港湾空港部

【令和2年度第3四半期の認定(新規26社、継続80社)】

国土交通省関東地方整備局は、令和2年度第3四半期に新規申請のあった26社と継続申請のあった80社について、「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に基づき評価し、認定しました。(認定期間：令和3年1月1日～令和4年12月31日)

令和3年1月1日時点で、849社が認定を受けています。

#### ■「災害時の基礎的事業継続力」認定について

本認定は、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に建設会社の基礎的事業継続力を関東地方整備局が評価し「災害時の基礎的事業継続力」を認定しているものです。認定は本文資料(PDF)別紙の項目について評価を行い、適合した建設会社に対し、関東地方整備局が2年間の有効期限をもつ「災害時の基礎的事業継続力認定証」を交付します。

#### ■今回認定証を交付した企業

本文資料(PDF)別添表参照

#### ■今後の認定スケジュール

四半期毎に評価認定を行います。

今回は令和3年1月15日迄の申請会社を対象に評価し、令和3年4月に認定を行う予定としています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai\\_00000015.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai_00000015.html)

### 3. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局  
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、363話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 令和2年度国土交通省関係補正予算（第3次）の配分について

令和2年度国土交通省関係第3次補正予算については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」及び「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」の二つの柱について、所要の経費が計上されたところである。

また、公共事業の効率的な執行のため、いわゆる「ゼロ国債」（当該年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能）が設定されたところである。

これらの配分に当たっては、地域の実情や地方公共団体の要望等を勘案しつつ、高い緊急性と効果が認められる事業に重点をおくこととする。

#### 【配分対象事業費】

2兆4,297億円

#### 内 訳

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 2,563億円

防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 1兆9,990億円

国庫債務負担行為（ゼロ国債） 1,744億円

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05\\_hh\\_000208.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000208.html)

## 2. 民間活動と連携した自治体のインフラ整備の事業化検討を支援します！ ～令和3年度 第1回 官民連携基盤整備推進調査費の募集～

国土交通省では、本日1月25日（月）より2月19日（金）までの間、官民連携基盤整備推進調査費の案件募集（第1回）を行います。

各地域の個性や強みを活かし、特色ある地域の成長を図るためには、官民が連携し、民間の設備投資等と官による基盤整備を一体的に行うことが必要です。このため、設備投資などの民間の活動と一体的に計画される地方公共団体のインフラ整備の事業化に向けた検討を支援します。

### 【調査費の概要】

民間の事業計画と連携し遅れることなくインフラ整備の検討が行えるよう、事業化に必要な調査の経費の一部を地方公共団体に対して補助します。

#### <対象となるインフラ>

地方公共団体が整備する国土交通省所管（道路、港湾、河川、公園、市街地整備等）の公共土木施設

#### <補助対象事業>

- [1] 基礎データ収集、需要予測、整備効果検討といった事業化検討のための調査
  - [2] [1]と併せて実施するPPP/PFI 導入検討のための調査
- （例）PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM の算定等

【募集期間】 令和3年1月25日（月）～ 2月19日（金）

【配分予定時期】 4月下旬

【配分先】 地方公共団体（都道府県、市町村等）

【補助率】 1／2

### 【その他】

- ・応募状況によっては、〆切を早める場合もございます。
- ・応募様式や過去の実施例等は以下をご覧ください。

国土交通省 HP「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」

(<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>)

- ・今回の募集は、令和3年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集手続きを行うものです。国会における予算審議の状況によっては、事業内容等を変更する場合があります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09\\_hh\\_000109.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000109.html)

### 3. 全国各地のPPP／PFI地域プラットフォームの活動を応援します

～PPP／PFI地域プラットフォームの協定制度にかかる協定先の第3次募集を開始します～

- 内閣府と国土交通省（以下、「両府省」という）は、地域の産官学金が集まって、PPP／PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行うPPP／PFI地域プラットフォーム（以下、「地域プラットフォーム」という）の取組を支援するため、地域プラットフォームの協定制度を令和元年に創設し、講師の派遣やPPP／PFIの事業化支援等を行っているところです。
- 1月20日から、協定先の候補となる地域プラットフォームの募集（第3次）を実施いたします。

#### 1 PPP／PFI地域プラットフォーム協定について

両府省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP／PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域プラットフォームの代表者と協定を結び、その活動を支援していくものです（詳細は別紙1参照）。

#### 2 募集期間

令和3年1月20日（水）～3月19日（金） ※15時必着

#### 3 応募方法

応募用紙（別紙2）に必要事項を記載の上、下記「お問合せ先」のE-mailアドレス宛てに提出をお願いします。

#### 4 今後のスケジュール

令和3年	1月20日	募集開始
	3月19日	募集締切
	4月上旬頃	協定締結（予定）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000146.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000146.html)

### 4. 地域の連携による生態系ネットワークの推進について考える

～「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」をオンライン開催～

国土交通省は、令和3年2月9日、農林水産省・環境省と共同で、生態系ネットワーク※をテーマにした全国フォーラムをオンラインで開催します。

フォーラムでは、昨年、札幌近郊で約100年ぶりのタンチョウの繁殖が見られた舞鶴遊水地を含む千歳川流域と、東日本（関東地方）で約100年ぶりにコウノトリの繁殖が確認された渡良瀬遊水地を含む関東地域での活動に焦点をあて、自治体や地元の農家の方の取組紹介や、学識経験者より学術的な観点からの総括、今後の期待に関する講演をしていただきます。

※生態系ネットワーク … 生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組

#### <フォーラム概要>

1. 日時 令和3年2月9日(火) 14:00 ~ 16:00
2. 場所 オンラインにて開催
3. プログラム(予定) ※詳細は別紙を参照ください。

##### ◆千歳川流域における取組紹介及び総括

駒谷 敏 北海道長沼町 政策推進課長  
加藤 幸一 舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会 会長  
中村 太士 北海道大学大学院農学研究院 教授

##### ◆関東地域における取組紹介及び総括

今泉 由美子 栃木県小山市 渡良瀬遊水地ラムサール推進課長  
中村 正則 千葉県野田市 みどりと水のまちづくり課長  
江崎 保男 兵庫県立コウノトリの郷公園 園長

\*新型コロナウイルスの影響により急遽内容変更・中止する場合がございます。  
その際は、国土交通省ホームページ上にてお知らせいたします。

#### <参加方法>

事前の申込は不要です。下記 URL よりご覧ください。

<フォーラム URL> <https://youtu.be/ka9aSG7M1Wg>

なお、CPD プログラム受講証明書を希望される方は事前申込が必要です。Eメール、FAX、郵便ハガキのいずれかにより、[1] 名前(ふりがな)、[2] 所属、[3] CPD 受講証明書の送付先(Eメールアドレス)を記入し、令和3年2月4日(木)必着で下記までお申込みください。また、フォーラム終了後に、[4] 本フォーラムを聴講して参考になった点(100文字以上。書式不問)を令和3年2月16日(火)必着で下記まで送付ください。

※CPD 受講証明書は、電子ファイル(PDF)での送付となります。郵送を希望する場合は、送付先にはEメールではなく住所をご記入ください。

#### <申込先>

(公財) 日本生態系協会 生態系フォーラム係(国土交通省業務受託者)  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000150.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000150.html)

### 5. 「空き家の課題解決・利活用に向けた取組事例紹介サイト」を公開！ ～先進的なモデル事例を横展開し、空き家対策の一層の活性化を図ります～

空き家対策に取り組むモデル的事例を紹介し、取組を共有するためのサイトを1月12日に「全国版空き家・空き地バンク」内に公開しました！

#### 「空き家等の課題解決・利活用に向けた取組事例紹介サイト」

国土交通省では、全国で増加し続ける空き家対策のため、空き家対策に関する課題の解決、空き家等の流通・利活用の促進等を図るモデル的な取組を支援しています。

本サイトは、これまでに支援した取組事例を紹介するためのサイトを「全国版空き家・空き地バンク」内に構築することにより、我が国の空き家対策に係る優れた取組を地方公共団体、不動産事業者・団体、空き家の利活用等に取り組む者等が共有することで空き家対策の一層の活性化を図ることを目的として実施するものです。

## 掲載事例数

- ・空き家等の利活用促進事業：112 事例（平成 29 年度～令和元年度）
- ・空き家対策の担い手強化・連携モデル事業：115 事例（平成 30 年度～令和元年度）

## 「全国版空き家・空き地バンク」について

「全国版空き家・空き地バンク」は、各自治体が個々の空き家バンクに掲載している空き家等の情報について自治体を横断して簡単に検索できるよう、平成 29 年度に公募により選定された（株）LIFULL、アットホーム（株）の 2 事業者が構築・運営しています。令和 3 年 1 月現在、全国 775 自治体が参加し、登録され、成約に至った物件は、これまでに 6,000 件を超えています。

別紙：「空き家等の課題解決・利活用に向けた取組事例紹介サイト」イメージ（PDF）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo16\\_hh\\_000001\\_00007.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00007.html)

## 6. 建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を指標化しました～全国各地域ブロックの発注関係事務に関する「新・全国統一指標」の目標値等の決定～

改正品確法の理念を現場で実現するため、昨年 5 月に「新・全国統一指標」を決定したところですが、全国の地域ブロック発注者協議会において継続的に審議し、今般、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組むため、指標の基準値・目標値を決定しました。

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和 2 年 1 月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

改正品確法の理念を実現するため、下記の通り、昨年 5 月に、新・全国統一指標を決定したところですが、今般、全国の地域ブロック発注者協議会での審議を踏まえ、新・全国統一指標の基準値及び目標値を決定いたしましたので、お知らせします。

今後、本指標については、毎年フォローアップしていくとともに、令和 6 年度の本目標値の達成に向け、施工時期の平準化や適正な工期設定等、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでまいります。

### 記

#### <新・全国統一指標>

##### ◆工事

#### [1]地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

#### [2]週休 2 日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休 2 日対象工事の設定割合

#### [3]低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格等の設定割合

◆測量、調査及び設計（業務）

[1]地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

[2]低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※これらに加え、これまでの取組状況を踏まえた地域独自の指標も地域ごとに設定

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000761.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000761.html)

## 7. 「復興まちづくりのための事前準備」の着手率、約55% ～平時の備えが、いざという時の復興まちづくりを支えます～

○ 国土交通省では、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を平成30年7月に公表し、地方公共団体における復興事前準備※の取組を推進しています。

※地震や津波等で被災した際に早期かつ的確な復興まちづくりを行えるよう、平時から復興まちづくりを想定して、体制や手順、目標の事前検討、訓練の実施等を行うもの

○ このたび、ガイドラインに基づく復興事前準備の取組状況について、全国の都道府県及び市区町村を対象に実施した調査結果をとりまとめました（詳細は別紙参照）。

### <調査結果のポイント>

- ・半数以上の自治体が取組に着手。昨年度比+8%の約55%（参考：R1.6時点47%）
- ・復興の体制・手順の検討は進んでいるが、訓練の実施や目標の事前検討は途上
- ・南海トラフ地震や首都直下地震の想定区域において、着手率が高い傾向  
→都道府県毎の着手率の例：静岡県（100%）、徳島県（100%）、東京都（90%）など

○ 国土交通省では、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」等を通じて、復興事前準備に取り組む自治体への技術支援や情報提供等を、今後も積極的に行っていきます。

URL: [https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000039.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000039.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06\\_hh\\_000067.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000067.html)



8. 『「空間」・「機能」確保のための開発』から『「価値」・「持続性」を高める複合的更新』へ  
～「市街地整備 2.0 新しいまちづくりの取り組み方」に資する事例集を公表しました～

市街地整備をとりまく環境の大きな変化を踏まえ、昨年度、国土交通省に「今後の市街地整備のあり方に関する検討会」を設置し、令和2年3月にその報告がとりまとめられました。

とりまとめにおいて、新たな市街地整備のあり方は、『行政が中心となって公共空間確保・宅地の整形化・建物の不燃共同化を大規模に志向した開発』から、『「公民連携」で「ビジョンを共有」し、「多様な手法・取組」を組み合わせ、「エリアの価値と持続可能性を高める更新』（市街地整備 2.0）へと大きく転換を図る必要があること等の提言を受け、その考え方を広めるために本事例集を作成しました。

本事例集は、上記報告で示された市街地整備にかかる考え方の転換について、市街地整備に関わる多くの方々に広く知っていただき、まちづくりの多様な場面でご活用いただくことを念頭に、参考となる事例を、下記の通りまとめたものです。

○市街地整備の進め方の転換

行政関係者、地域住民、民間事業者など、幅広い関係者向けに、今後の市街地整備で取り組むべき新たな方向性についての基本的な考え方や留意事項などのポイントを示すとともに、この考え方に近い事例として7つのまちづくりの事例を取上げています。

○市街地整備手法のあり方

行政や民間事業者等専門家向けに、今後求められるであろう市街地整備手法の考え方に加え、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの事例、エリアマネジメントなどにおける工夫事例を紹介しています。

市街地 2.0 新しいまちづくりの取り組み方事例集

[https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000071.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000071.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi08\\_hh\\_000053.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi08_hh_000053.html)